

平成 25 年 1 日 1 日から、特定化学物質に次の 3 物質が追加され、健康診断が義務化されました。

① インジウム化合物（これらを重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）

② コバルト及びその無機化合物

（これらを重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）

③ エチルベンゼン

（これらを重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物並びにエチルベンゼンと有機溶剤の合計含有量が重量の 5%を超える製剤その他の物を含む。）

- 改正内容の詳細は、下記にパンフレットが掲載されています。エチルベンゼンについては対象物質により有機則と同様の規制になります。厚生労働省ホームページで確認してください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei48/index.html>

- 特定化学物質健康診断結果報告書

様式第 3 号（表面）変更なし、（裏面）コード番号 241～243 が追加されています。